

報道関係者 各位

令和7年10月21日(火)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 佐野 晃

主席地方賃金指導官 佐藤 敬文

専門監督官 松永 昌剛

電話番号 052(972)0257

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局（局長 小林 洋子）では、最低賃金の履行確保を図るため、令和7年1月から3月にかけて県内の14の労働基準監督署（支署）において、愛知県最低賃金に近い賃金額の労働者が多いと思われる業種等の事業場を中心に監督指導を実施しました。

今般、その結果を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金について周知徹底を図るとともに、最低賃金法違反とみられる事業場に対しては厳正に指導を行ってまいります。

なお、令和7年10月18日から愛知県最低賃金は63円引き上げられ時間額1,140円に改正されています。

記

【監督指導結果の概要】

（１）監督指導の実施事業場数（別紙図表１）

901事業場

うち、最低賃金法違反があったもの 82事業場（全体の9.1％）

（２）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

監督実施事業場の全労働者数（13,088人）のうち、愛知県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金未満であった者は284人（2.2％）で、そのうち224人（78.9％）は女性であり、60人（21.1％）が男性である。（別紙図表２）

最低賃金未満であった284人を年齢別に見ると、65歳以上の労働者が全体の22.5％と最も多く、次いで40～49歳代の労働者が17.3％となっている。（別紙図表３）

最低賃金未満であった労働者のうち、8割以上が非正規の労働者であった。（別紙図表４）

最近5年間の監督実施状況については別紙図表５、令和7年1～3月に監督を実施した事業場のうち、主な業種の違反率は別紙図表６に示すとおり。

- 製造業 : 9.7％
- 卸売業、小売業 : 7.6％

- 宿泊業、飲食サービス業 : 13.5%
- 生活関連サービス業、娯楽業 : 5.3%

(3) 最低賃金に対する認識 (別紙図表7)

回答のあった898事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」のは、830事業場(92.4%)、「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、64事業場(7.1%)であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、4事業場(0.4%)であった。

(4) 違反事業場について最低賃金額以上を支払っていなかった理由 (別紙図表8)

違反のあった82事業場のうち、最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由は、「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(22事業場、26.8%)で最も多く、次いで「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」(17事業場、20.7%)であった。最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由の中には、「適用される最低賃金額を知らなかった」、「労働者との合意があれば最低賃金未満でもよいと思っていた」、「売上減・コスト増により最低賃金を払うことができなかった」、「高齢者には適用されないと思っていた」等の回答があった。

【 厚生労働省・愛知労働局・労働基準監督署等の対応 】

(1) 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知 (別添1参照)

地方自治体の広報誌等への掲載要請

経営者団体、事業者組合等への傘下事業主への周知要請

アルバイトを行う学生への周知を大学等各種教育機関に要請

金融機関、スーパー等商業施設、図書館等へのポスター掲示依頼

外国人労働者向け周知のため、地方自治体外国人相談コーナー、在名古屋総領事館、日本語学校等へのポスター掲示依頼

(2) 最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

(3) 中小企業・小規模事業者に対し、政府が賃金引上げの環境整備のために講じている各種の支援施策を、パッケージとしてまとめ、周知及び活用促進を図る (別添2参照)

(4) 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストを開催 (別添3参照)

最低賃金額周知を目的としたポスターデザインを、県内在住及び県内の学校へ通学する学生から募集している。最優秀賞デザインのポスター等を作成し、周知・広報等に活用する。

愛知県の最低賃金額は、別添1を参照願います。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が適用されており、「鉄鋼業」、「輸送用機械器具製造業」には、特定(産業別)最低賃金が適用されています。

最低賃金は毎年見直しが行われています。

愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストにかかる特設ページはこちらです。→



○ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

（最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果（令和7年1月～3月）

図表1 監督実施事業場数、同労働者数

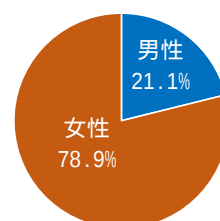
	監督実施事業場数	違反事業場数 （最賃未済）	違反割合 （％）	監督実施事業場労働者数（人）	最低賃金未済労働者数（人）	違反割合 （％）
地域別最低賃金適用事業場	894	80	8.9%	12997	275	2.1%
特定最低賃金適用事業場	7	2	28.6%	91	9	9.9%
合計	901	82	9.1%	13088	284	2.2%

違反事業場/
監督実施事業場数違反労働者数/
監督実施事業場数

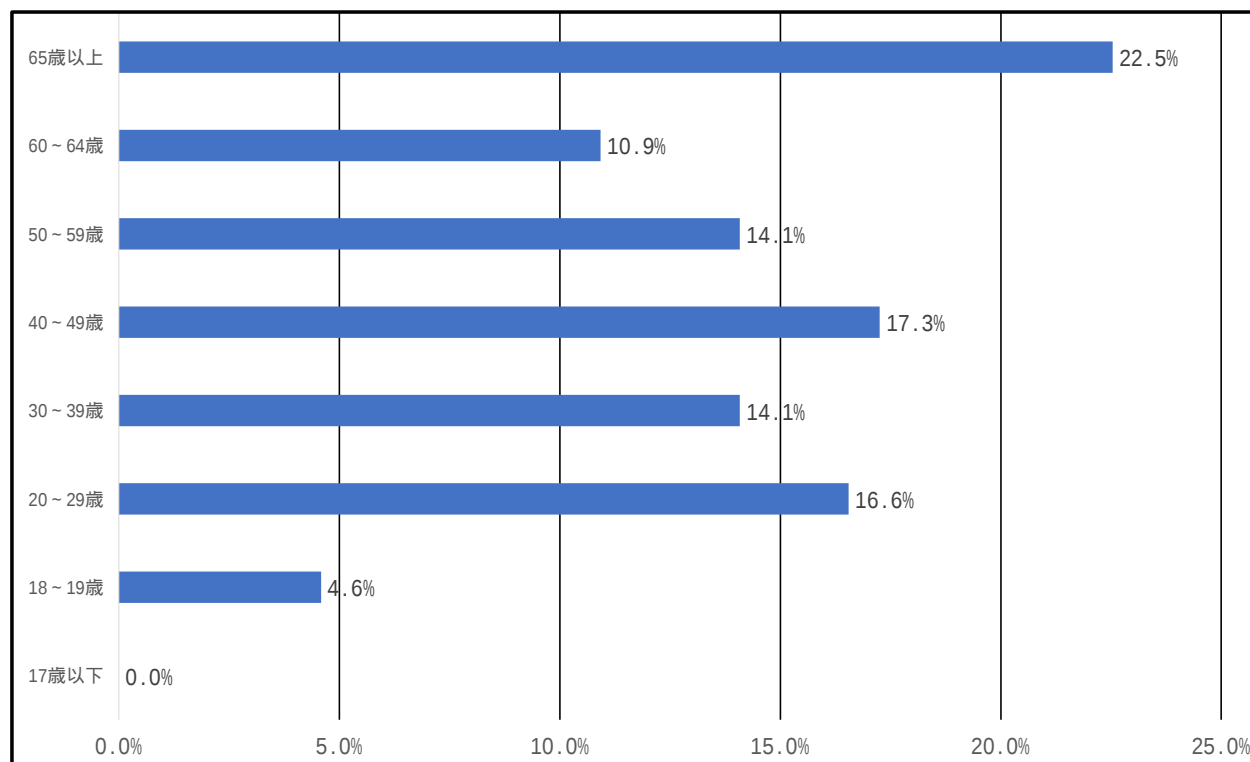
図表2 男女別最低賃金未済労働者数

	合計	男性	女性
最低賃金未済労働者数（人）	284	60	224
男女割合（％）	100.0%	21.1%	78.9%

男女別最低賃金未済労働者割合



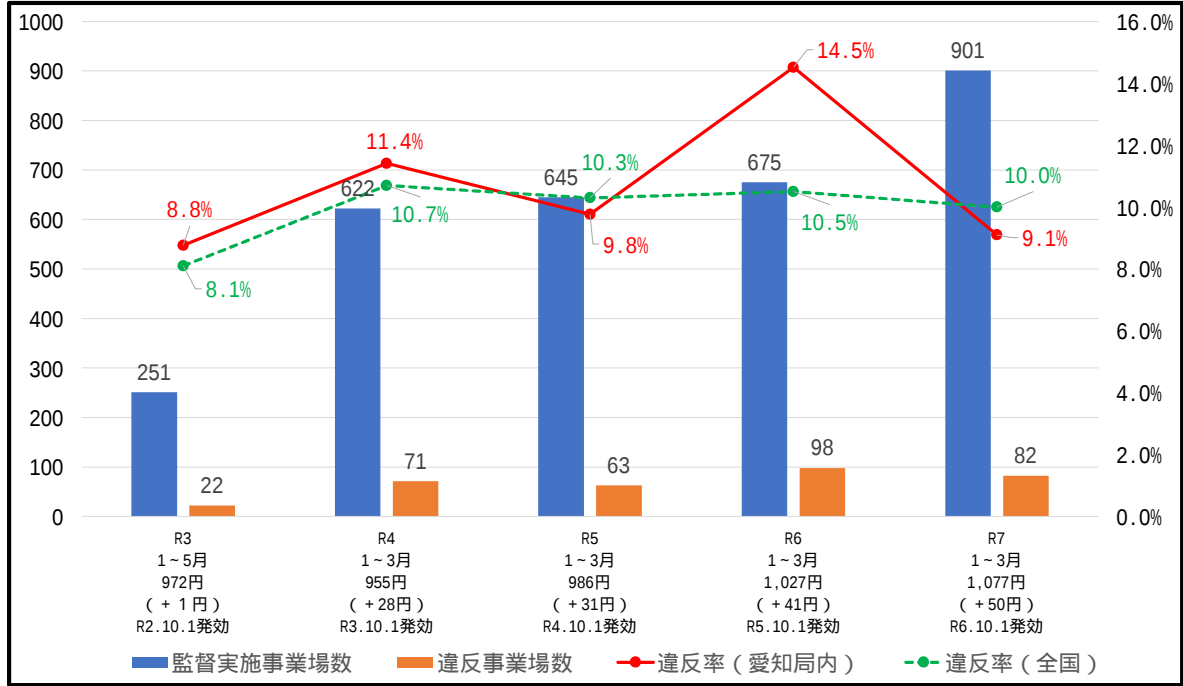
図表3 年齢別最低賃金未済労働者割合



図表4 勤務形態別最低賃金未満労働者数

	正 規 雇 用	非 正 規 雇 用				合 計
		小 計	パ ー ト	ア ル バ イ ト	契 約 社 員 そ の 他	
最低賃金未満労働者数（人）	52	232	174	56	2	284
勤務形態別割合（％）	18.3%	81.7%	61.3%	19.7%	0.7%	100.0%

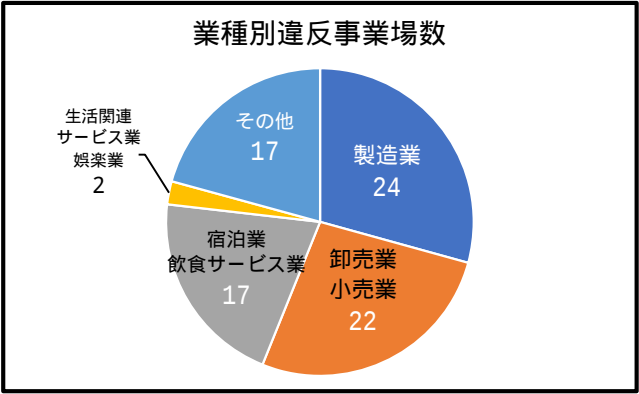
図表5 監督指導実施状況の推移



（注）令和3年は、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、相談等に基づく事業など緊急性があるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

図表6 監督実施事業場数の業種別違反率

業 種	製 造 業	卸 小 売 業	宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業	生活関連サービス業・娯楽業	そ の 他
監 督 実 施 数	247	290	126	38	200
違 反 事 業 場 数	24	22	17	2	17
業 種 別 違 反 率	9.7%	7.6%	13.5%	5.3%	8.5%



図表 7 最低賃金に対する認識（全体）

認 識		事 業 場 数	割 合
適用される最低賃金額を知っている		830	92.4%
適用される最低賃金額を知らない		68	7.6%
内 訳	最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	64	7.1%
	最低賃金が適用されることを知らなかった （最低賃金の存在を知らなかった）	4	0.4%

（注）割合計算において小数点第2位を四捨五入している。なお、適切な回答のなされた898件を分母として割合計算している。

図表 8 最低賃金額以上を支払っていない理由（複数回答を可としている）

	理 由	事 業 場 数	割 合
1	賃金を時間額に換算して比較していなかった	22	26.8%
2	最低賃金の改定（金額・発行日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった	17	20.7%
3	適用される最低賃金額を知らなかった	15	18.3%
4	労働者から最低賃金額未満で働かせて欲しいと申出があり、 合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	9	11.0%
5	売上減・コスト増により最低賃金を支払うことができなかった	5	6.1%
6	労働能力が低い場合は適用されないと思っていた	4	4.9%
7	高齢者には適用されないと思っていた	1	1.2%
8	企業間取引（BtoB取引）の問題により、最賃額を支払うことができなかった	0	0.0%
9	パート・アルバイトには適用されないと思っていた	0	0.0%
10	外国人には適用されないと思っていた	0	0.0%
11	最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた	0	0.0%
12	その他	12	14.6%

（注）複数回答のため、上記事業場数の合計は違反事業場数82件を超え85件となっている。ただし、割合は、違反事業場数82件を分母として計算している。

愛知県最低賃金

令和 7 年 10 月 18 日から

今年は、最低賃金額と、効力発生日
両方必ずチェック！

時間額

1,140 円

に改正されます



最低賃金は、働く人と雇う人のためのルールです！

最低賃金は、
どういうもの.....？
適用される労働者は...？
対象となる賃金は.....？
チェック方法は.....？
どのように決まるの...？

最低賃金
特設サイト最低賃金に関する情報が
幅広くまとめられています

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援



1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

2. 生産性向上に関する支援

③ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

④ サービス等生産性向上 IT 導入支援 事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑤ ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日
及び 12/29～1/3 を除く）



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑥ 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
- ・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
- ・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所
地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑦ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉 に関する指針

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑧ 下請適正取引等の推進のための ガイドライン

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

4. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑨働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

⑩キャリアアップ助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



非正規雇用労働者の企業内での正社員転換等のキャリアアップを促進し、同一労働同一賃金に取り組む際や、「年収の壁」を意識せず働ける環境を整備するために処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

5. 相談窓口

⑪よろず支援拠点

問い合わせ先

・愛知県よろず支援拠点
052-715-3188（電話での事前予約）



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、「よろず支援拠点」を設置しています。

⑫中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらおう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

⑬働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・愛知働き方改革推進支援センター
0120-006-802



「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

中小企業事業主のための【無料】相談窓口 愛知働き方改革推進支援センター

TEL0120-006-802 名古屋市熱田区三本松町3-1 愛知県社会保険労務士会館2階

開所時間：平日 午前9時～午後5時（年末年始を除く）✉ aichi@workstylereform.net

※当センターは、厚生労働省より委託を受けた公的支援機関です。

※当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致しません。

※ご相談内容は秘密厳守として取り扱い、目的外への使用は致しません。

※当センターは、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

名鉄「神宮前」駅東口より徒歩5分「熱田税務署」北120m

働き方改革推進支援センター

検索



お問い合わせ



アクセス



アイチロちゃん

愛知働き方改革推進支援センター
公式キャラクター

愛知労働局の問い合わせ先

愛知労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/sosikizu.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



初開催

愛知県最低賃金 ポスターデザインコンテスト

～ポスター用のイラストを募集～

今年から始まります！
第1回目のコンテストです
あなたのデザインが、
働くみんなを支えます

最低賃金額を広く周知することを目的とした、
オリジナルかつ未発表のデザイン作品を
募集します！

必須記載事項

- i. 愛知県を連想させるイラスト
- ii. 愛知県最低賃金
- iii. 時間額 1,140円
- iv. 効力発生日 10月18日
- v. 最低賃金を周知するための広報文
(例:「必ずチェックしよう!」)

作品の 大きさ

縦45：横50の比率で作成してく
ださい。
(解像度300dpi程度推奨)

応募 方法

必須事項を盛り込み、縦45：
横50の比率で作成し、応募
用紙に貼付してください。
作品の応募方法は、CD-ROM、
DVD-ROMの郵送または持ち込
みとします。手描きによる
作成の場合は、応募者にて
電子データへ変換をして応
募してください。
拡張子はpdfとします。

資格

愛知県内在住の学生の方、又は
愛知県内の学校へ通学する
学生の方

応募 期間

令和7年9月16日(火)～11月10日(月)
締切：令和7年11月10日必着

各賞

最優秀賞.....1点 賞状・副賞
(愛知地方最低賃金審議会長賞)
優秀賞.....1点 賞状・副賞
(愛知労働局長賞)
奨励賞.....5点 賞状・副賞

結果 発表

令和7年12月中(予定)
名古屋合同庁舎第2号館における
展示を予定しています。
なおホームページへの掲載、ポス
ターを制作し県内各所へ配布等、
広報活動で活用いたします。



実施要領&応募用紙
コチラから!!



応募先及び問合せ先

〒460-8507 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館4階
愛知労働局 労働基準部 賃金課
電話：052-972-0257



主

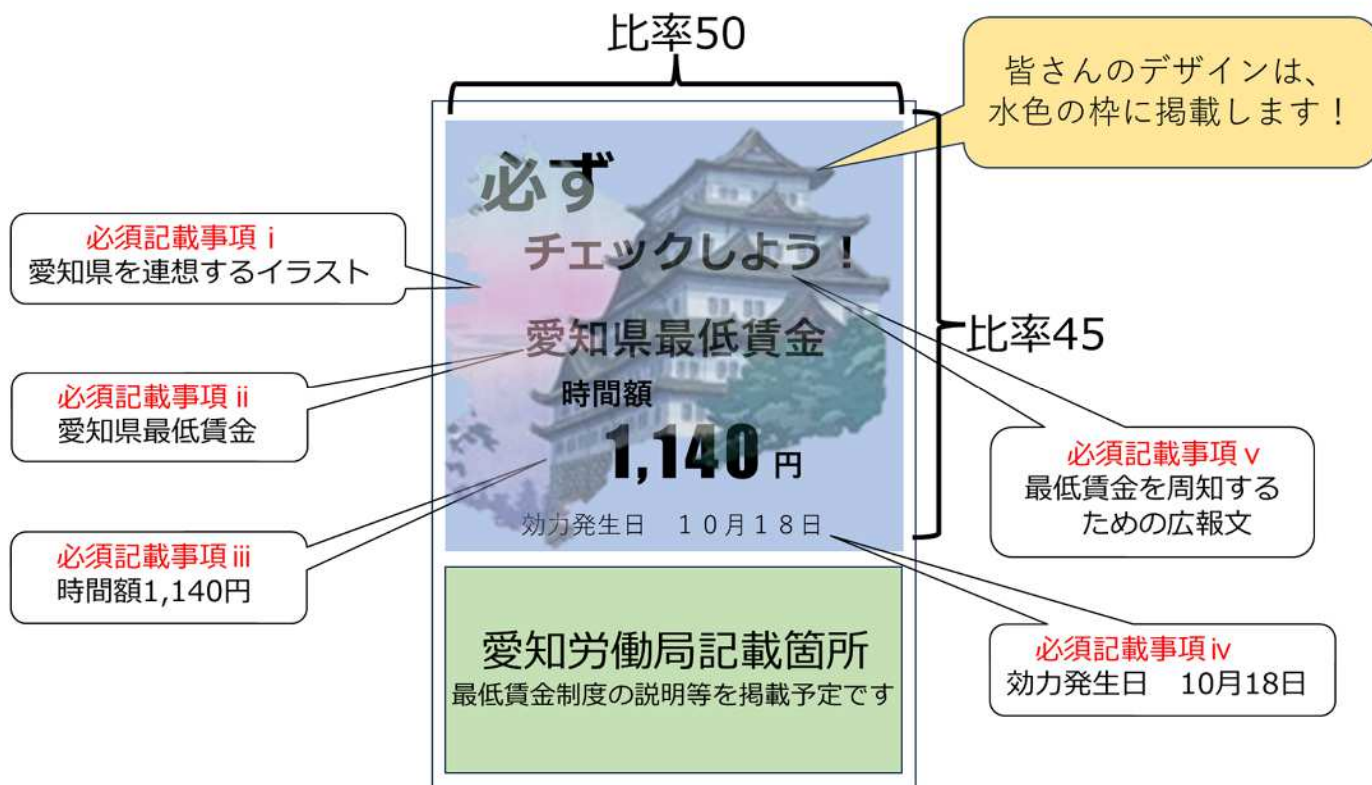
催

愛知労働局



必須記載事項の文字サイズ、デザイン、配置等は自由です

ポスターデザイン イメージ図1



ポスターデザイン イメージ図2

